

女性、高齢者、チャレンジドなどの 社会参画を促すICT利活用モデル

2010年1月29日

東洋大学

山田 肇

情報の利用可能性は不可欠

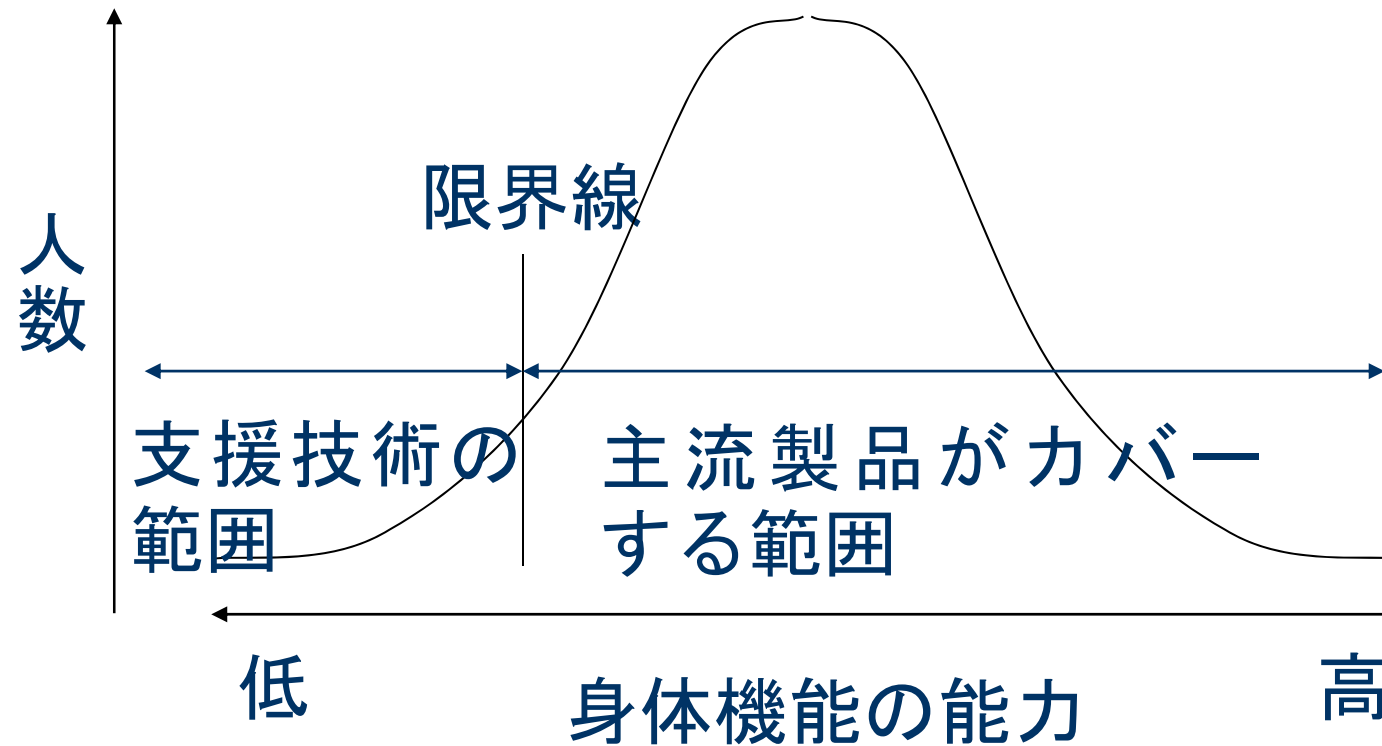
- 情報の利用可能性(アクセシビリティ)とは、できる限り大勢の人々が利用できる機器・サービスを提供すること
- 情報の受発信なしでは社会に参加できない
→ 情報の利用可能性は国民生活に不可欠
- 現状は公共サービスでさえ配慮が不足
 - 総務省サイトは65点 「もう少し努力しましょう」
(NTTデータの機械診断HARELを利用)
- 情報社会で孤立する人々を生み出している

公共調達での義務化

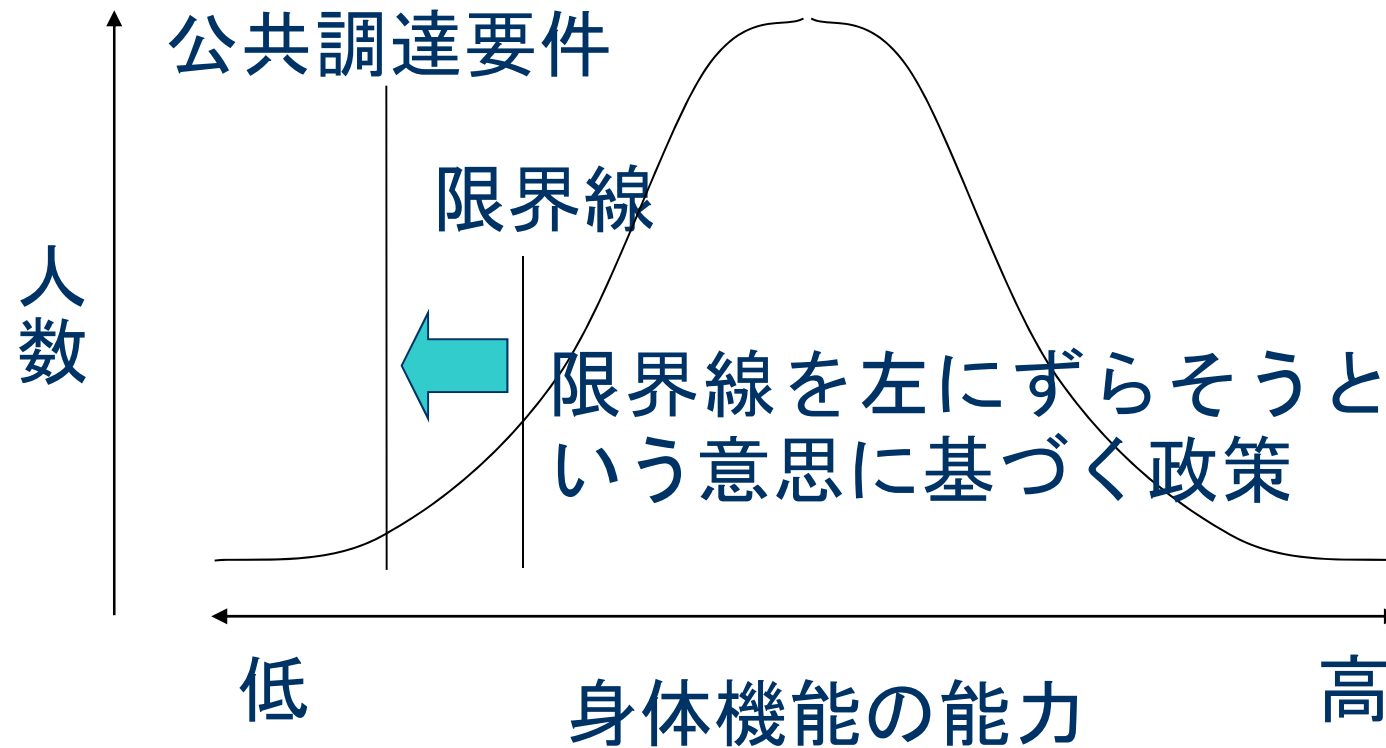


- 米国は2001年に公共調達での情報の利用可能性への配慮を義務化。2006年より技術基準の改正作業を実施中
- 欧州委員会が「指令」を準備し、欧州標準化三団体で2007年6月より標準化活動がスタート

問題発生 の理由



公共調達での要件化とは



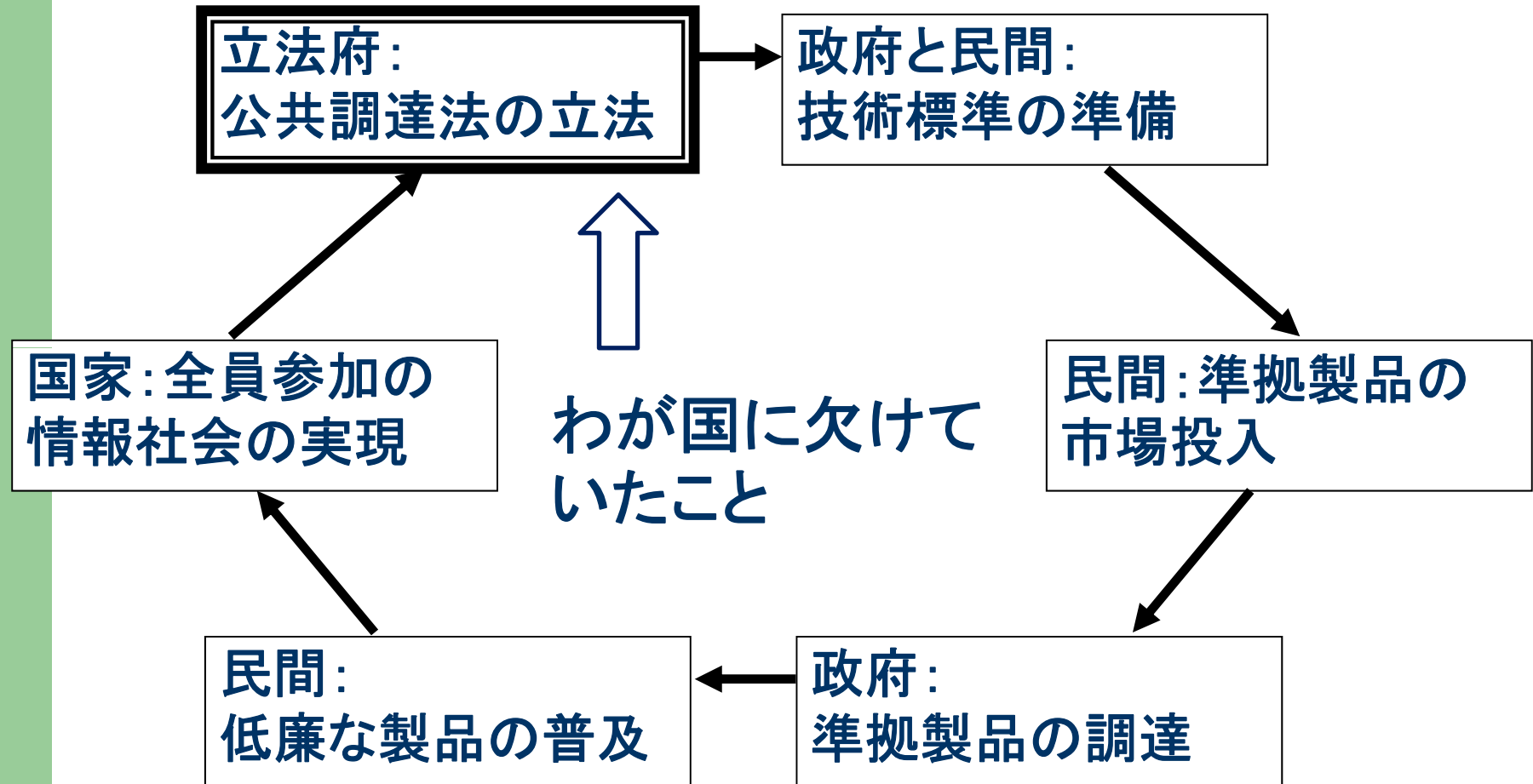
要件化の意義

- 企業の立場では、規模の大きな公共調達での購入が保証されることは、大きなインセンティブ
- 政府の立場では、公共調達コストは増加するが、その分、支援技術のための福祉予算を削減
- 対象となる利用者の立場では、利用可能な情報通信機器・サービスの充実
 - 公共用では、できる限り大勢の人々が使える機器・サービス
 - 個人用では、それぞれの人のニーズに合った機器・サービスの品ぞろえ

中長期的な効果

- 直接的対象ではないと思われがちな国民全体にも効果
 - テレビ放送の字幕は文字を覚え始める幼児に役立つ
 - メールの音声読み上げは「ながら族」が利用
- ICTのコスト低減効果で「使える機器・サービス」がより安価に提供され、国民の利便が向上
- 高齢化先進国「日本」での経験は、ICT産業の競争力を強化
- 企業、政府、国民がみんな勝つウィン-ウィン-ウィンの関係が構築可能

全員参加社会を作る総合政策の環



法律化に動こう

- 「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」の前例あり
 - 第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。
- 情報の利用可能性も同様の法律で「努力義務化」が可能。その先は「義務化」にも進める
- まずは、障がい者制度改革推進本部に提案を